

## 申請にあたっての留意事項

民間国際交流団体活動推進支援助成金交付要綱とあわせて、以下の点にご留意のうえ、申請くださるようお願いいたします。

### 1 対象団体について(要綱第2条)

次の団体が優先されます。

- ア) 初めて申請する団体
- イ) 新規事業を実施する団体

### 2 対象事業について(要綱第3条)

〈1〉次の事業が優先されます。

- ア) 地域社会への波及効果が大きく見込まれる事業
- イ) 先導的・モデル的な新しい取り組みの事業
- ウ) 他団体(市民団体・学校など)との連携協力による協同事業
- エ) ⑤、⑧を優先枠とします。⑧は東京オリンピックが中止の場合、対象外とします。

〈2〉第3条③については、例として在住外国人のための法律・医療等相談、ガイドブック作成、母語保障、エンパワメントなど、在住外国人との共生に関する事業等が対象事業となります。

### 3 対象経費について(要綱第4条)

〈1〉第4条第2項②については、歓送迎会等での受益者が負担すべき食糧費は対象外となりますが、調理作業を伴う食文化交流等における食材費は対象となります。

〈2〉申請事業に係る適当な事務費(事業のための会議費、通信費、消耗品費等)も対象となります。

### 4 交付申請について(要綱第6条)

令和3年4月から6月末に実施開始予定の事業について申請を希望される団体は、あらかじめ当協会に御連絡をいただき、令和3年3月16日までに書類を提出してください。

令和3年7月から実施開始予定の事業について申請を希望される団体は、令和3年6月15日までに書類を提出してください。

5 審査について(要綱第 8 条)

審査により助成申請額を減額査定することがあります。

6 助成金の交付について(要綱第 9 条)

同一事業に対し行政や他団体からも助成を受ける場合には、総事業費の超過分については調整いたします。

7 実績報告について(要綱第 11 条)

実績報告の際は、対象経費の支出が分かる領収書のコピーの提出をお願いします。

8 その他

各様式にそって書類を提出いただく際、記入漏れがあるケースが多く見られます。手続きが遅れる場合がありますので、漏れのないようにご記入ください。

9 お問い合わせ先・書類提出先

(公財)山形県国際交流協会

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 2 階

Tel: 023-647-2560 Fax: 023-646-8860 E-mail: [info@airyamagata.org](mailto:info@airyamagata.org)